令和８年５月以降入所分

保育施設の利用申込の受付を済ませた方へ

（（兼）教育・保育給付認定申請）

【受付後の流れ】
結果にかかわらず、全員に認定証を送付します。
※有効期間が終了していない認定証を、既に交付済みの場合を除く。

結　果

内定　**保留**

内定の場合は、入所前月の２０日までに電話連絡します。
保留の場合は、入所前月の２１日以降に通知書を送付します。

保留の場合、令和９年３月入所まで月１回利用調整の対象となり、各入所月の前月２０日までに内定した場合のみ電話連絡します。
令和９年２月～３月内定は、１２月中に電話連絡となります。
（保留の場合、保留通知の送付は初回のみ）

児童面談

●内定した保育施設より電話連絡しますので、日程調整の上、入所前月中に内定した児童同伴で面接を受けてください。その際、施設で入所後の生活や持ち物、重要事項等の説明を行います。
●児童面談の結果、集団生活に不適正と判断された場合、内定取り消しとなる場合もあります。
※地域型保育では、運営規程などを確認し、契約を締結します。

利用決定・利用者負担額及び副食費免除の決定

●**入所月の上旬**までに通知します。
●８月分までは令和７年度市民税額（令和６年１月～１２月の収入）から、９月以降は令和８年度市民税額（令和７年１月～１２月の収入）から算定します。
●保育料納入先　・保育所→市　・地域型保育→利用施設

入所

●各月**１日**付で入所となります。

慣らし保育

●お子さんが保育施設の集団生活を過ごすには、徐々に慣れる時間が必要です。
このため入所当初の一定期間は保育時間が短くなります
※入所児童（転園児童含む）は全員対象です。

注意事項	**希望保育施設の変更**	**入所希望月の前月１０日（休日の場合は前開庁日）までに変更届を提出してください。** **※令和９年２月～３月入所は、令和８年１２月１０日（木）までとなります。**
	保育必要量の変更	**保育必要量等の変更を希望される場合には、別途「教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）」を前月２５日までに保育幼稚園課へ提出してください。**
	育児休業を許容できるにチェックをされた方	**「利用申込みに関する確認票」の「育児休業中での申込みの方」の「育休延長を許容できる」にチェックを入れた場合でも利用調整の対象となり、内定となった場合には、下記「育児休業中で申込みの方」のとおり復職していただくことになります。** **内容変更希望の場合は、申込期日までに変更届及び就労証明書をご提出ください。**
	育児休業中で申込みの方	**入所翌月１日までに復帰していただき、入所翌月１５日までに育児休業終了日以降に証明された就労証明書を提出してください。**
	月６４時間未満労働で申込みの方	**入所月中に月６４時間以上の勤務条件変更をしていただき、入所翌月１５日までに就労証明書を提出してください。**
	採用内定で申込みの方	**入所月中に就労開始し、入所翌月１５日までに就労開始日以降に証明された就労証明書を提出してください。**
	求職中で申込みの方	**入所翌月１５日までに就労開始及び就労証明書を提出してください。**
	雇用期間が有期の方	**就労証明書の雇用期間が有期の場合、雇用期間更新後に、就労証明書を再提出してください（就労証明書に、更新有り等の記載があれば、提出は不要です）。**

※就労証明書が未提出の場合、入所翌月末で退園となりますので、必ず期日までにご提出ください。

お願い	**家庭状況や勤務状況の変更**	**申請後に家庭状況や勤務状況が変更となった場合、必ず「教育・保育給付認定変更申請書（兼家庭状況変更届）」と必要書類をご提出ください。** ※申請期間中に家庭状況が変更されていても、各月の申込期限後に提出された場合は、翌月の利用調整時の指数から変更となります。また、利用内定後に家庭状況が変更されていることが判明した場合、入所内定取消しとなる場合もあります。
	内定辞退について	**内定辞退は、利用調整全体に大きな影響を及ぼします。希望園は通う意思のある園のみご記入ください。やむを得ず内定後に入所を辞退される場合、利用申込みの取下げ手続きを早急にしていただく必要があります。取下げ後、再度保育施設に申し込む場合は、申込みに必要な書類一式を再度揃えていただく必要があります。**

その他	**ご提出いただいた書類一式について**	**お預かりした書類一式は、法令に基づく調査等を除き、保育施設等の利用申込み以外の目的には一切使用いたしません。また、理由の如何にかかわらず返却・複写は致しかねますので、あらかじめご了承ください。**

戸田市役所　保育幼稚園課
０４８－４２４－９５７１